

人材紹介に関する覚書

_____ (以下「甲」という)とユーススタイルラボラトリー株式会社(以下「乙」という)は乙の提供した人材情報に基づき甲が人材の雇い入れを決定したこと(以下「本件」という)に関して以下のとおり合意した。

1. 甲乙間で締結された有料職業紹介取引基本契約書に基づき、報酬についての覚書を次の通り締結する。
2. 理論年収の算出は、月額固定給×12ヶ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数
※月額固定給は基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当にて計算
※通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含みませんが、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含みます。
3. 乙は、毎月1日から当月末日までに入社した人材の紹介手数料を翌月末日までに甲に請求し、甲は請求月末日までに乙の指定する口座に振り込み支払うものとする。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。
4. 甲は請求に基づき上記3.の紹介手数料を銀行口座の振込により支払う。
三菱 UFJ 銀行(0005)中野支店(151)
普通預金0099770
口座名義:ユーススタイルラボラトリー株式会社
5. 職種別の紹介料率は以下の様に定める
(1)入職予定者の想定年収の20%(無資格・介護職員初任者・介護実務者研修・社会福祉主事任用資格、准看護師)
(2)入職予定者の想定年収の25%(介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャー、主任ケアマネ、精神保健福祉士、看護師)
6. 甲の雇い入れ後に紹介人材が自己都合により退社した場合は、乙は甲に対し次の基準により紹介手数料の一部を返還するものとする。
(1)1週間以内の退職の場合 紹介料金の100%
(2)1カ月以内の退職の場合 紹介料金の80%
(3)2カ月以内の退職の場合 紹介料金の50%
(4)3カ月以内の退職の場合 紹介料金の40%
(5)4カ月以内の退職の場合 紹介料金の30%
(6)5カ月以内の退職の場合 紹介料金の20%
(7)6カ月以内の退職の場合 紹介料金の10%

但し、甲の都合により退社した場合は、返還は無いものとする。

7. 本覚書締結の証として本書正本 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

本契覚書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

2025年 月 日

甲(住所)

(会社名)

(代表者名) 印

乙(住所) 東京都中野区本町1丁目 32-2
ハーモニータワー 1801

(会 社 名) ユースタイルラボラトリー株式会社

(代表者名) 代表取締役 大畑 健 印